

遠賀町起業支援施設Pオフィス入居募集要項

1 募集内容

遠賀町起業支援施設P I P I T内に設置したPオフィスについて、次のとおり利用者を募集します。

(1)スモールオフィス 全3室 月額12,000円(敷金・礼金無し)

- ①パーテーション(上部開放)で仕切られた約6㎡の個室です。
- ②24時間利用可 完全個室ではありませんが、各室ごとに施錠できます。
- ③什器類は備え付けの机(カウンター)と照明器具のみです。
- ④電気代は使用料に含まれています。
- ⑤空調設備は共用です。
- ⑥モノクロコピー500枚まで無料で利用できます。
- ⑦当施設内の駐車場を利用することができます。(月額3,000円)
- ⑧利用許可は3年間(特別な許可を得て、最大2年間延長)
※その他留意事項等は許可決定後にお伝えします。

(2)シェアオフィス 全6席 月額4,000円(敷金・礼金無し)

- ①大型のテーブルを共同で利用し、その席を確保します。
- ②大型テーブルと椅子は備えています。
- ③電気代は使用料に含まれています。
- ④当施設内の駐車場を利用することができます。(月額3,000円)
- ⑤利用許可は3年間(特別な許可を得て、最大2年間延長)
※その他留意事項等は許可決定後にお伝えします。

2 利用資格

以下の項目を全て満たす方

- (1)起業から3年以内の方
- (2)市町村税の滞納のない方
- (3)役員、構成員が次に該当しない方
 - ①法律行為を行う能力のない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③禁固刑以上の刑に処せられている者
- (4)次の暴力団等に該当あるいは関わりのないもの
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③役員、代表者等が暴力団員であるもの

- ④暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - ⑤自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - ⑥暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - ⑦その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (4)政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）でないもの
- (5)宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないもの
- (6)会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生の手続きをしていないもの

3 利用条件

- ①遠賀町商工会に加入すること。
- ②運営協議会に対し、事業の年次報告を行うこと。

4 利用手続き

入居資格を持った方は利用申請を行うことができます。申請書による書類審査の後、審査会で審査され、決定を受けた方が入居できます。

(1)利用申請

次に掲げる書類を提出してください。（持参もしくは郵送）

- ①起業支援施設利用許可申請書(様式第1号)
- ②事業計画を記載した書類
- ③住民票の写し(申請者が法人である場合は履歴事項証明書の写し)
- ④市町村税の滞納がないことの証明書
- ⑤その他町長が必要と認める書類

(2)利用許可

利用申請書等を審査会に諮り、より遠賀町の産業及び経済の発展に資するとともに、新たな雇用の場を創出する、もしくはそれが期待される事業所に許可を決定し、通知します。（締切から約2週間後）

5 利用者選考方法

遠賀町起業支援施設運営協議会にて次の基準に基づく厳正な審査のうえ入居者を決定します。なお、より施設の設置趣旨に沿う方を選定しますが、遠賀町に在住の方、遠賀町で事業所の展開をお考えの方を優先します。

(1)審査基準

- ①将来性：今後の事業展開に将来性を感じるか。
- ②社会性：社会的機能をどれほど有しているか。
- ③継続性：事業活動が継続的に行えるか。
- ④地域性：どれだけ遠賀町の特徴を活かした事業であるか。

6 利用開始手続き

利用が決定した方に別途お知らせいたします。

<お問い合わせ>

●遠賀町起業支援施設 P I P I T 事務局

TEL 093-293-2616

メールアドレス info@pipit-onga.jp

●遠賀町役場産業振興課商工振興係（駅前サービスセンター内）

TEL 093-293-8233

メールアドレス ekimae@town.onga.lg.jp